

同じということ

今野 真二

Abstract:

The Meaning of Being “Similar”

In the process of observing and analyzing a language phenomenon, there are situations where clarification, of whether one language phenomenon and another language phenomenon are “similar” or “different”, is necessary. In order to state the “similarity” or the “difference”, there is a need to set criteria, although such criteria are often not clearly defined. Furthermore, clear “guidelines” and “methods” of what “similarity” or “difference” would mean are not presented. In the process of observing and analyzing a language phenomenon, use of introspection is not denied, but unless “similarities” are well proven, research on the origin of “similarity” would lose its significance. This paper analyzes Yukichi Fukuzawa’s *Gakumon no Susume* (An Encouragement of Learning) to verify “similarities”. The study introduces views on Chinese characters and Kana characters based on examples found in this book.

要 旨 :

言語現象を観察、分析する場合に、ある事象とある事象とを「同じ」とみなすか「異なる」とみなすかを判断する必要が生じることがある。「同じ」か「異なる」かを判断するためには、「基準」が必要になることはいうまでもないが、「基準」を設定せずに判断している場合がある。そうした場合は、現代人の内省によって、判断がなされていると思われるが、そうしたことについての問題提起をした。

キーワード :

字体 かなづかい 仮名文字遣い 印刷

はじめに

「同じということ」といういささか漠然とした表現をタイトルとした。言語について考えていく場合に、ある言語事象とある言語事象とを「同じ」

ものとみなすべきなのか、「異なる」ものとみなすべきなのか、ということ判断する必要が生じることがある。「同じ」にしても「異なる」にしても、そのように判断するための「基準」が必要なことはいうまでもない。「基準」をどうたてるかによって、同じ言語事象の対照であっても、「同じ」とみなすことになったり、「異なる」とみなすことになったりすることはむしろ当然と考える。

考えなければならないのは、「基準」をたてずに「異同」を考えるような場合であると考ええる。(現代人が誰も)「基準」をたてないようなことがら、それは現代人が自明と(直感的、内省的に)思うようなことがらということになるが、そうしたことがらについてこそ、一度はみなおしておく必要があると考える。

言語は変化する。それは、「非標準的なかたち」が「標準的なかたち」をとりまくように存在していて、何らかのきっかけで「非標準的なかたち」が支配的に使われるようになっていくからではないだろうか。「言語の揺れ」とは、「標準的なかたち」と「非標準的なかたち」とが併用されている状態のものとみることができる。そうであるとすれば、「変異形」について考えることは言語研究にとっても重要なことがらになる。そうしたことも視野に入れながら、本稿では具体的に幾つかの例を採りあげてみることにする。

1: 『学問のすゝめ』(明治5年刊)と『学問ノスゝメ』(明治6年刊)と

明治13(1880)年7月に出版された『合本学問之勸』の序文の冒頭「本編は余が読書の余暇随時に記すところにして、明治五年二月第一編を初として、同九年十一月第十七編をもって終り、発兌の全数、今日に至るまで凡そ七十万冊にして(以下略)」は、『学問のすゝめ』の印刷部数にふれた福澤諭吉の発言としてよく知られている。ここで述べられている「明治五年二月第一編」は、茶表紙を備え、洋紙両面活版印刷された初版の「漢字平仮名交じり」の『学問のすゝめ』のことをさしていると思われ、これが『学問のすゝめ』の初版にあたる。「漢字片仮名交じり」の『学問ノスゝメ』初編の刊記には、「明治六年四月／真片仮名再刻」「福澤諭吉／小幡篤次郎 記」とあるが、この「再刻」は「漢字平仮名交じり」版を初版と

みでの「再刻」であると思われる。今ここでは、「漢字平仮名交じり」で書かれている初版を『学問のすゝめ』、「漢字片仮名交じり」で書かれている「再刻」本（及びそれに連なるテキスト）を『学問ノスゝメ』と表示することとする。

『学問のすゝめ』の冒頭箇所（一と二と）を翻字してみる。便宜的に行に番号をあてた。

- 1 一 天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずとい
- 2 へりされば天より人を生ずるには萬人は萬人皆同
- 3 じ位にして生れながら貴賤上下の差別なく萬物の
- 4 靈たる身と心との働を以て天地の間にあるよろづ（ここまで一）
- 5 の物を資り以て衣食住の用を達し、自由自在互に人
- 6 の妨をなさずして各安樂に此世を渡らしめ給ふの
- 7 趣意なりされども今廣く此人間世界を見渡すにか
- 8 しこき人ありおろかなる人あり貧しきもあり富め
- 9 るもあり貴人もあり下人もありて其有様雲と坭と
- 10 の相違あるに似たるは何ぞや其次第甚た明なり實
- 11 語教に人學ばざれば智なし智なき者は悪人なりと
- 12 ありされば賢人と愚人との別は學ぶと學ばざると（ここまで二）

『学問ノスゝメ』の該当箇所を翻字してみる。

- 1 天ハ人ノ上ニ人ヲ造ラズ人ノ下ニ人ヲ造ラズト云
- 2 へリサレバ天ヨリ人ヲ生ズルニハ萬人ハ萬人皆同ジ
- 3 位ニシテ生レナガラ貴賤上下ノ差別ナク萬物ノ靈タ
- 4 ル身ト心トノ働ヲ以テ天地ノ間ニアルヨロヅノ物ヲ（ここまで1表）
- 5 資リ以テ衣食住ノ用ヲ達シ自由自在互ニ人ノ妨ヲナ
- 6 サズシテ各安樂ニ此世ヲ渡ラシメ給フノ趣意ナリサ
- 7 レドモ今廣ク此人間世界ヲ見渡スニカシコキ人アリ
- 8 ヲロカナル人アリ貧シキモアリ富メルモアリ貴人モ
- 9 アリ下人モアリテ其有様雲ト坭トノ相違アルニ似タ

- 10 ルハ何ソヤ其次第甚ダ明ナリ實語教ニ人學バザレバ
 11 智ナシ智ナキ者ハ愚人ナリトアリサレバ賢人ト愚人
 12 トノ別ハ學ブト學バサルトニ由テ出来ルモノナリ又（ここまで1裏）

1-1: 〈ハ〉について

『学問のすゝめ』の翻字において下線を施した箇所は〈ハ〉（注1）あるいは〈バ〉というかたちの字が使われている。しかしその一方で、助詞「バ」に、漢字「者」を字源とする平仮名に濁点を付けたかたちが使われている箇所もある。同じ助詞「バ」に使われている平仮名（これを以下〈者（濁点付）〉と表示する）であるという「方向」からみれば、〈バ〉と〈者（濁点付）〉とは「同じ価値」をもっているとみななければならない。すなわち粗い表現をすれば「同じもの」ということになる。

そしてまた、現代人の眼には、〈ハ〉が片仮名（のよう）にみえたとしても、『学問のすゝめ』が「漢字平仮名交じり」で書かれており、そこに（何らかの目的をもってにせよ、そうした目的はないにせよ）片仮名を交えたということが「証明」できない限りは、この〈ハ〉は平仮名であるとみるのが「筋」である。そう考えて、先の翻字では〈ハ〉を「は」に翻字してある。

過去の文献を翻字するということは、文学研究の場においても、日本語研究の場においても、ずっと以前から行なわれ、現在も行なわれている。そして、いかに文献の画像を電子的に扱うことが容易になったとしても、今後も行なわれていくと思われる。そうした「翻字」においても、「漢字平仮名交じり」あるいは「平仮名漢字交じり」で書かれた文献の〈ハ〉を「は」ではなくて、「ハ」で翻字するということが行なわれることがある。「翻字」とは過去の文献における文字使用を、何らかの基準にしたがって、現代の文字使用に置き換えるということとみることもでき、そのことからすれば、つまり現代においては、「ハ」は片仮名である。ということは、このような翻字を行なう場合（行なった人物）は、過去の文献においては、「漢字平仮名交じり」「平仮名漢字交じり」の中に、片仮名「ハ」が混用されていた、とみなしていることになる。

もしもそうであるとすれば、なにゆえ、平仮名の中に、片仮名を一字だ

け使用するのかという説明が必要になることはいうまでもない。それを、助詞「ハ」が「ワ」と発音されていることを示すため、あるいは助詞「バ」が「バ」と発音されていることを示すため、と説明するのであれば、すべての助詞「ハ」「バ」に〈ハ(バ)〉があてられていなければならない、そうでない場合は、それが徹底しない理由を明らかにする必要もある。そしてまた、助詞「ハ」「バ」のみ、その発音を示す必要があって、助詞「へ（発音はある時期からはエ）」は発音を示す必要がないのはなぜか、というようなさらに「高次の問い」の答えも必要になる。これらについての「証明」もしくは説明が十分に提示できない段階では、少なくとも、そういう段階にあるという認識が必要になる。

実は言語事象がなだらかな「合理性」の枠組みの中につねに収まっているのかどうかということも考えておく必要があるいはあるように思う。たとえば、上記のことがらに関しては、「助詞「ハ」「バ」のみ、その発音を示す必要」があることを説明する必要がある、という「方向」から述べたが、「助詞「ハ」「バ」のみについて発音を示したい」という「要求」がシステムに働いていた、ということ認めることはできないかどうか。このことがらが「突出したことがら」であったということはないか、ということである。しかしこのことについて考えることはさらに難しいことはいうまでもないので、ここでは問題提起にとどめる。

1-2: 「達」のかたち

『学問のすゝめ』の翻字の5行目に「衣食住の用を達し」とある。この「達」には「達」というかたちが使われている。説明的にいえば、1点しんにゆうに旁りが「土+羊（土の下に羊）」ということになる。これは現在「常用漢字表」に掲げられているかたち（J I Sコード0-4323）と同じである。ちなみにいえば、2点しんにゆうに旁りが「土+羊」が『康熙字典』が載せるかたち、すなわち「康熙字典体」である。

『学問ノスゝメ』の翻字に使用した架蔵A本においては、1点しんにゆうに旁りが「土+（羊の横棒が2本のかたち）」というかたち（以下これを仮にXと呼ぶ）になっている。このかたちは『康熙字典』にも『大漢和辞典』にも載せられていないかたちであるが、J I Sコードとしては、

0-6D7D が与えられている。『学問ノスヽメ』には異版が多いことがすでに指摘されているが、架蔵する異版4種類はいずれもこの箇所にもX字を使う。

架蔵A本は、他の箇所、「今日ノ用ヲ達スベキナリ」（4丁表8行目）「一身ノ自由ヲ達スルコトナリ」（5丁表2行目）「互ノニ便利ヲ達シ」（6丁表6行目）「天然ノ自由ヲ達セ／ズシテ」（6丁裏8行目）においてもX字を使っている。この「達」字に関しては、A本内部では、X字を使うということで一貫している。『学問のすゝめ』と『学問ノスヽメ』とは「同じ」であると認めることにすれば、「達」字とX字とは同じ字であること（が証明できたこと）になる。『学問のすゝめ』と『学問ノスヽメ』には「異なりがある」という認識をもつのであれば、これも（場合によっては、であろうが）「異なり」の一つとみることができる。

江守賢治『常用漢字など二千五百字楷行草総覧』（1981年、日本放送出版協会刊）によれば、「達」字の行書（と思われる箇所）に「達」字の行書と思われるかたちとともにXが置かれている。つまりXは行書という枠組みの中で「三本の横棒を（一本減らして）二本の横棒として実現させる」という、いわばパターンであることになる。

現在は高速道路の標識に使われる書体は、「ヒラギノ角ゴシック体W5」であるが、それ以前は「公団ゴシック」などと呼ばれることもあった、特殊なかたちが使われていた。高速で走行する車の中からみて、当該字と認識できるようにということであったと思われるが、中には字画を減じたものもあった。このことをすぐにX字存在の理由と結びつけることは（使用された時期や環境がまったく異なるので）できないが、「文字の認識」「文字概念」を汎時的に設定することができるということになれば、そのようなみかたもあり得ることになる。ことがらを深く原理的に追及することによって、現在よりも「高次の概念設定」ができるようになる可能性はあろう。

1-3: 「国」のかたち

架蔵A本には（本文として）「国」字が複数回使われている。そのうちのある字は「國」のかたち（くにがまえの中に或）で実現している。この

かたちは、『康熙字典』に載せられている「康熙字典体」で、JIS コード 0-5422 が与えられている字のかたちである。その一方で、「或」の「口」の一画目の縦棒が下に突き抜けて、「口」の下にあるはねあげ気味の「一」の左端とつながったようなかたちの字（今昔文字鏡が 068557 の番号を与えている字。以下これをQ字と呼ぶ）と、「口」が「ム」のようなかたちになっているかたちの字（以下これをR字と呼ぶ）とも使われている。Q字、R字の使用は稀で、そうした意味合いにおいて、A本においては、「國」字の使用が優勢であることが明らかである。このようなことが確認できれば、A本において、Q字・R字が異体字として使用されているとみなすことができる。

漢字を構成する要素「口」が「ム」のようなかたちになることは、少なくない。今ここでは便宜的に「文化十四年丁丑新鐫」の刊記をもつ和刻本の『干禄辞書』を使用するが、例えば、「單」字に関しては、「單」字を「正」とし、「口」が「ム」のかたちになった字を「俗」としている。あるいは「鉛」字、「船」字、「沿」字に関して、「口」のかたちをとる字を「正」とし、「ム」のかたちをとる字を「俗」としている。

その一方で「弘」字に関しては、このかたちを「正」、「ム」が「口」のかたちになっている字を「俗」としている。「兕」字に関しては、このかたちを「正」とし、「凹」が「横に口を二つ並べて、その下に一」となっているかたちの字を「通」とし、「光」の二画目三画目（左右のチョンチョン）が「ム」になっているかたちを「俗」としている。この場合は、「口」と「ム」だけがかたちの（弁別的な）異なりではないことになる。そしてまた、「隕」「殞」の「口」が「ム」のかたちになった字を並べ、「上墜下死」と注記する。この記事においては、「正・俗・通」ということが話題になっているわけではなく、「隕」「殞」と「ム」のかたちになった字とのそうした面での「異なり」について記されているわけではないが、あげられているかたちが「ム」であることには留意しておきたい。「袞」字に関しても、「口」が「ム」になったかたちの字を「通」、「袞」を「正」とする。「亮」字についても、このかたちが「正」、「口」が「ム」になったかたちが「通」とされている。「燥」字、「藻」字に関しても、このかたちが「正」で、「口」が「ム」のかたちになった字が「通」とされて

いる。他にも、「口」と「ム」とが交替するパターンはある。

一般的にみれば、「口」が「正」、「ム」が「通」または「俗」と判断されていることが多いが、例外もある。したがって、ここでは『干禄辞書』がどちらのかたちを「正体」と判断しているかということではなく、「口」と「ム」とは交替するパターンがひろく存在するということを確認しておきたい。なぜこの交替パターンがひろく存在するのかという問いは当然で、その答えも（いずれは）必要になるであろうが、今は措くことにする。

以上のことからすれば、「國」字の「口」が「ム」のかたちになった字が存在することは奇異なことではなく、それは（ひとまずはA本において、ということになるが）「國」字の異体字とみてよいだろうという（ある程度の）検証ができたと考える。

そのような煩瑣な手続きをふまなくても、例えば中根元珪『異体字辨』の「好異門」をみれば、「兌」に対する異体字として「口」が「ム」のかたちになった（つまり兄が允のかたちになった）かたちが挙げられている。あるいは「松」の異体字として「ム」が「口」になった字が挙げられていたり、「容」の異体字として「口」が「ム」になった字が挙げられている。これはひろい意味合いにおいては、これまで述べてきたことがらに連なるともいえようが、より厳密に考えれば、江戸期に日本で編まれた文献にそのような記述があるということにとどまることになる。『異体字辨』の記述が現実とは遊離したものとみることにはそれはそれで極端なみかたといえようが、その一方で、その記述をそのまま認めることもできない。やはり「手続き」は重視したい。

1-4：整版印刷と活字印刷と

『学問ノスヘメ』には整版印刷されたものと活字印刷されたものがある。今、第六編を例とする。冒頭に「政府ハ國民ノ名代ニテ國民ノ思フ所ニ從ヒ事ヲ為スモノナリ其ノ職分ハ罪アル者ヲ取押ヘテ罪ナキ者ヲ保護スルヨリ外ナラズ即是レ國民ノ思フ所ニシテコノ趣意ヲ達スレバ一國內ノ便利ト為ル可シ」とある。「國民ノ思フ所」という表現が繰り返されている。そこで使われている「トコロ」に使われている漢字は、整版においては、「所」の一画目が明朝体のかたち、「短い横棒」ではなく「斜

め向きの点」になっている。「所」字は『説文解字』においても「戸」と「斤」とに分解して説明されているが、「戸」については、「常用漢字表」も「筆写の楷書では、いろいろな書き方があるもの」の「長短に関する例」の中で、具体的に採りあげ、一画目が「長い横棒」のもの、「短い横棒」のもの、「斜め向きの点」（ただし先に採りあげた『学問ノスゝメ』とは斜めの方向が異なる）のもの三種類を示している。活字版においては、この「一画目が斜め向きの点になっている所」字のうち、二回目のものはそのようなかたちの活字で印刷し、一回目のものは、「一画目がまっすぐの向きの点になっている所」で印刷している。

つまり、当該テキストを印刷するのに、「所」に関しては、ややかたちの異なる二種類の活字があったことになる。二種類の活字を使うということについては措くことにする。いうまでもないことであるが、繰り返される同じ表現に使われている二種類のかたちの「所」は「同じもの」と認められていることが明らかである。ちなみにいえば、上の引用中の「達」字は、整版では「1点しんにゆうに旁りが「土+（羊の横棒が2本のかたち）」すなわち先にXと呼んだかたちが使われ、活字版では「2点しんにゆうに旁りが「土+羊）」すなわち「康熙字典体」のかたちが使われている。活字は製造した後はそのかたちの活字を使い続けることになり、「原稿→印刷」というプロセスを仮に設定しておくとするれば、そのプロセスにおいて、過度に原稿を再現しようとはしないことになる。つまり、活字側にひきつけて、原稿を再現するという「傾向」を自然にもつと推測する。それに対して整版の場合は、「原稿→版下作成→印刷」というプロセスであろうから、版下作成の段階では、手書きの原稿に「ちかい」版下作成が自然に志向され、原稿寄りの、すなわち手書き寄りの版面ができあがることもまた自然なことといえよう。活字印刷は無意識裡に幾つかの（微妙に）かたちの異なる字を「同じもの」として包摂的に理解することを促した可能性があると考えられる。そして、活字が工業製品として（人為的に）つくられることを考え併せれば、これまでどのようなかたちの字を手で書いてきたか、ということと連続しない可能性も内包していたと考える。整版においては、「來」字はこのかたちが使われている。一方、活字版においては、『康熙字典』に載せられている「來」のかたちの活字が使われている。この場合

も、「来」「來」はかたちは少し異なるが「同じもの」であると当時判断されていたことになる。

「同じ」ということを主張するために、あらゆるケースについて、このような「検証手続き」が必要であると主張するつもりはない。しかし、煩瑣ではあっても、そうした「検証手続き」が必要な場合もあると考える。「同じ」ことが証明されていなければ、「変異形 (variant) 」であることの主張もできない。そもそも異なるものは、「変異」ではなく、別なものである。

2 : 「仮名文字遣い」と「かなづかい」と

「仮名文字遣い」とは、「同じ仮名にあてる異体仮名の使い方」のことで定義しておく。明治期までは、「あ」という一つの仮名にあてることのできる異体仮名が複数存在していた。その異体仮名の使い方を「仮名文字遣い」と呼ぶことにする。「かなづかい」は、「仮名を、ある語を書き表わすためにどのように使うか、つまり仮名の使い方」と定義しておく。

したがって、「仮名文字遣い」は「異体仮名」レベルでのこと、「かなづかい」は「仮名」レベルのことであり、両者はその「発現のレベル」が異なることになる。「かなづかい」について先に述べることにする。「かなづかい」は片仮名・平仮名どちらにも設定できる概念であるが、ここでは平仮名について述べるかたちを採ることにする。

[i]という発音には「い」という仮名が対応し、「wi」という発音には「ゐ」という発音が対応するという場合には、[i]と[wi]との発音が異なっているのだから、「異なっている発音に異なる仮名をあてる」という、ごく当然のことが行なわれているにすぎない。このような状況下では「かなづかい」は問題にならない。しかし[i]と[wi]との二つの発音（音韻）が[i]一つになってしまうと、発音（音韻）は1つであるのに、それに対応しそうな仮名が「い」「ゐ」2つある、という状況になる。そのような状況下で、例えば「アイ（愛）」の「イ」は「い」で書き、「アイ（藍）」の「イ」は「ゐ」で書くことにする、というのが「かなづかい」である。

「かなづかい」は音韻とそれを書き表わすための文字との、いわば「ずれ」の間に生じることがらであるので、音韻・音声と深く関わるが、実際

の発音すなわち音声が一回性のものであるのに対し（注2）、文字は残存しているということにも留意しておくべきであろう。すなわち、かつて「アイ（藍）」をどう書いていたかということが（漠然とではあっても）意識されている、ということである。あるいは消えてしまうことのない「かつて」が文字にはある、といってもよい。そうでなければ、[i]と発音するようになったら、「い」を使えばよいはずで、表音的に書くという「表記原理」をずっと続けていけばよい。ただしこれは、「い」は[i]と対応し、「ゐ」は[wi]と対応するということが固定的に理解されているという前提が必要になる。音韻が10になったら、仮名も10にすれば、発音しているように仮名を使えばよいので、「かなづかい」という問題が発生しない。「表記原理」は「表音的表記」ということになる。これはこれでわかりやすいシステムである。しかし、現代に至るまで、完全な「表音的表記」は採られていない。それを「表記の保守性」などという表現で説明することがあるが、「保守性」というよりは、文字化ということにおいては、「残存する情報＝かつて」に対応する必要がある、とみるのがよいのではないか。

そもそも言語を文字化するということは、音声言語の一回性を乗り越えるとしてもいえばよいような「動機」があったと思われる。そのことからすれば、過去との連続性を保つということ、文字化、表記の本来的な「目的」といってもよい。音韻・音声のありかたと文字・表記のありかたとの（根本的、原理的な）異なりが、「かなづかい」ということがらの中心にあるのではないだろうか。

「い」と「ゐ」とがセットになるのは、それらがともに[i]という同じ発音になっているということが認識されていたからであって、やはり「かつては異なる仮名を使っていたが今は発音が同じ」ということが「同じ」という側において整理されていることになる。「い」も「ゐ」も発音が同じということになれば、〈乃〉も〈の〉も発音が同じということと同じにみえなくもない。両者を分けたのは、これまで指摘されているように「いろは（歌）」があったためと思われる。「いろは（歌）」が仮名の一覧表のような役割をはたすことによって、「い」と「ゐ」とを（何らかのやりかたで）両方使うことが模索された。それが「かなづかい」といってよい。

しかし、発音が同じになった時点で、「現在時」には「い」と「ゐ」あ

るいは「お」と「を」とを区別する手段はないことになる。「今、ここ」に区別する手段がないということは、現在を起点とする場合には「不便」なことになる。どうしても「今、ここ」に区別の手段を求めるということになった時に、例えば、便宜的な方法の一つとして、現在のアクセントの高低を基準にして、高い場合はA、低い場合はBというような「わりあて」をすることが考案されたのが、「いろは」を書名として冠する『色葉字類抄』ではないか。三巻本の『色葉字類抄』は天養から治承の間(1144～1181)に成立したとされるが、その頃には、「お」と「を」とに関して「かつてどうであったか」ということがよりどころにはならなかったか。このテキストにとっては、語を「いろは」分けすることが必須であった。

『節用集』の多くのテキストは「いろは」44部に分けて語を収録している。「ぬ」「ゑ」「お」を「い」「え」「を」に統合することによって、44部構成を採る。何を何に統合しているかということについては措くとして、ここでは「かつては別音で今は同音になっている仮名のペア」から一つの仮名をはずすことによって、「今、ここ」での発音によって区別することを可能にしている。『色葉字類抄』は「いろは」の仮名をなんとか区別しようとしたのに対して、ここではすでに「いろは」の仮名を区別しようとしていない。現実主義はいっそう徹底したといえよう。「いろは」を基準にしなければ、このようなことは考えられる。

『節用集』はそのテキストとしての必要性から「いろは」からやや離れたともいえよう。このような発想が『節用集』成立時、室町期頃にはすでにあったことがわかる。となれば、室町期頃以降、「かなづかい」ということがどのくらい切実な問題であったのだろうか。限定的な「文字社会」を考えれば、そこでは「かなづかい」を切実な問題として捉えていたであろう。しかし、「文字社会」をひろくとらえた場合は、「かなづかい」にこだわらない書き方というものがあった、とむしろ考えておくべきではないだろうか。

江戸期には、屋名池誠が「多表記性表記システム」(2011年笠間書院刊『近世語研究のパースペクティブ』所収「近世通行仮名表記」167ページ)と呼ぶような状態になっていた。室町期頃にはそうした表記システムの前段階が始まっていたのではないか。そうすると、契沖が主張したかったの

は、「かつてどう書いていたか」ということの実確な裏付けであって、「かつて書いていたように今も書くべきだ」という主張ではなかったのではないか。ひるがえって考えれば、藤原定家が「お」と「を」とを「今、ここ」の自身のアクセントによって、振り分けようとしたことは、『色葉字類抄』と通う。定家も、何らかの「基準」が必要で、その「基準」を自身のアクセントに求めたとする。それが便宜的なやりかたであることはわかっていたはずで、自身の要求のための「便宜的なやりかた」であれば、それを他人に「こうせよ」と強要する気など初めからなかったとみるのが自然ではないだろうか。そうであれば、その「やりかた」が後世に伝わることも考えにくい。

さて、ある時点における「い」と「ゐ」とを「かつては異なる発音＝音韻に対応していたが、現在は同じ発音になった仮名」ととらえるとなると、そこにまだ考えておかなければならないことがあることがわかる。つまり、「い」も「ゐ」も発音が[i]になったというみかたがこのみかたであるが、「い」には対応する発音があるが、「ゐ」は対応する発音を失ったというみかたも可能に思われるからである。こうみると、「ゐ」を使わないということの「筋」がとおる。結局はどのように認識されていたかということがらであるので、証明は難しいが、やはり考えておく必要はある。それはそれとして、先の「かつては異なる発音＝音韻に対応していたが、現在は同じ発音になった仮名」の「かつて」を問題にしなければ、つまり「かつては異なる発音＝音韻に対応していたが」までを省くと、残るのは「現在は同じ発音になった仮名」で、これは〈乃〉と〈の〉との関係と見かけ上は変わらないことになる。つまり、「いろは」あるいは「五十音図」のような、(そもそもの存在理由は別として)「使う仮名の一覧表」のようなものが(存在してそれがそういうものだと認識され)なければ、「同じ」や「異なる」という判断がしにくい。

「仮名文字遣い」に関して、「使い分け」という表現を伴うことが多い。「使い分け」は「書き手が意識してそのように使っている」ということを含意すると考える。そうでなければ、「分布」あるいは「出現位置」と表現するべきであろう。例えば、近世期に使われた女子用の往来物で使用される異体仮名を分析して、「異体仮名の使い分け」という表現を採ったと

する。そして「語頭に用いられやすい仮名字体」や「専ら付属語の表記に使用されている」「仮名字体」を指摘した上で、それを異体仮名の「使い分け」とみなし、それを「消息文をしたためる階層の人々にとって弁えておくべき教養の一つだった」とみた場合、「弁えておくべき教養」という表現は、Aという異体仮名はこういう位置で使い、Bという異体仮名はこういう位置で使うということを「弁えておく」ということと理解するのが自然で、異体仮名の使い方に何らかの「方式」があって、それに則って異体仮名を使っている人がおり、そしてその「方式」の継承・伝播が意図されていたという主張がなされていることになる。しかし、たとえば〈志〉という異体仮名が83回使われたうち、79回が語頭で使用されている場合に、書き手がそのように意図して使っていた、ということがただちにひきだせるのであろうか、と思う。〈志〉は大ぶりで安定性のあるかたちだから、自然に、無意識に語頭にはそれを書くという可能性を否定しておく必要がある。そのように分布しているということは、「そのように分布している」ということであって、「意図的にそのように書いていた」というのは、「そのように分布している」理由として、考えてもよい理由の一つではあろうが、(上記のように)その他に理由が考えられないわけではなく、そうした可能性を否定しないで、一足飛びに「使い分け」と主張することはできないのではないか。そして、それを「弁えておくべき教養の一つ」と主張するのであれば、どのような「教養」の枠組みの中に、異体仮名の使い方が「同列」のものとして存在していたかというところまで述べる必要があると考える。

おわりに

ある事象とある事象とをいったん「同じ」と認めた上で、その「異なり」を改めて話題にすることがある。その場合、「同じ」の認証がきちんとした手続きをふんでいない場合があるように思われる。「同じ」であろうというスタート地点が、現代人の「内省」に基づくものであったとしても、実際の主張においては、その「常識的な同じ」を「手続きをふんだ同じ」にしておく必要がある。そのためには、いささか煩瑣な「手続き」や、さまざまな条件を整えた上での「検証」が必要になることが予想される。し

かしそうした「検証」を経ない「同じ」は「現代人」の「現代」が異なれば、いつのまにか別の「同じ」に移行していくかもしれない。自戒をこめて、ということになるが、「常識的な同じ」を起点にしていなかったかどうか、改めて見直してみたい。

注1：いわゆる異体仮名は〈 〉に入れて表示する。

注2：2014年1月25日に清泉女子大学で行なわれた第28回表記研究会において、佐藤栄作が「字体を唱える、字体を書く」と題して研究発表を行った。その発表において、佐藤栄作は「視覚記号の実現形は一回性を確かに有しているのに、消え去らないため観念形と錯覚する」、「視覚記号は、個々の要素が変化しても、変化前のもも残存し、積み重なっていく。要素が入れ替わって更新されるのではなく、差異が認識可能な異体が増殖していく」（発表要旨）と述べた。首肯できるみかたであり、この指摘に導かれて本稿のある部分の発想を得たことをここに明記しておきたい。